

平成19年度第3回大規模小売店舗立地審議会議事概要

- 日時：平成19年10月15日（月） 午後2時～午後5時30分
場所：県庁別館3階3-B会議室
議題：1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について
 (1) 「(仮称)平和堂水保店」の新設届出に係る審議
 (2) 「ヤマダ電機テックランド長浜店」の変更届出に係る審議
 (3) 「フタバヤ長浜店」の変更届出に係る審議
2 報告
 (1) 滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規定第6条に基づく特別の手続きにより審議会の議決を経ない届出について
 (2) その他（前回の審議会の答申および県の意見について）

出席委員：松井委員、塚口委員、三代澤委員、中本委員、平柿委員、沼井委員
そのほか尾賀委員、辻委員より文書による意見陳述があり、出席があったものとしてカウントした。

県出席者：和田商工観光労働部次長、村井参事、江村副参事、陌間副主幹、阿部主任主事

〔議事概要〕

和田商工観光労働部次長あいさつ

議題1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について
「(仮称)平和堂水保店」の新設届出含む3件について事務局資料に基づき説明

- (1) 「(仮称)平和堂水保店」の新設届出について
- ・建物設置者 株式会社平和堂が届出資料に基づき説明（主な説明内容は下記の通り）
 - ・商圈設定により南エリアからの来客は70%以上。
 - ・出入口は、水保町西交差点付近に出入口1・2、交差点から少し離れて出入口3がある。
 - ・出入口3は、守山署との協議・指導により交差点負荷軽減とのことで右折インを可能とした。
 - ・届出時点では図面の通りの来店経路を想定していたが、道路管理者とも協議を重ねて、交差点右折による入場も考えられるということで、南側からの水保町西交差点流入部に右折レーンを新設して入場可能ということにした。
 - ・騒音の夜間最大値について、朝5時台に1台、卵を搬入する車両があるため、店舗南側の予測地点B'で76dBと予測された。
 - ・卵便からの騒音を抑えるため、入場速度をできるだけ抑え、バックブザーは鳴らさない。
 - ・搬入車両は、屋内に車両ごと入って、作業を行う。
 - ・届出書には未定となっていた小売業者は、キリン堂となった。
 - ・廃棄物に関しては、今のところ不確定要素が多いが、関係法令に従って適切に処理する。

会長： それでは、質問があれば、出させていただきます。

委員： 図面右側の騒音予測地点B、Cは、店舗の南側になるのか。

設置者： そうだ。

委員： そこに関してだが、予測地点B'で76dBぐらい、その隣にある集合住宅のところで63dBという値になっている。

設置者： 予測地点C'か。

委員： C'ではなくC。C'はCよりも奥なので、回折で騒音レベルが下がるのはその通りだろう。今の場合、音が敷地境界のB'を超えて、Cまで届いている状況。Cでは63dBとなっており、ちょっと緩めの基準55dBを8dB超えているので、それなりの対策の必要があるかと思うが、今、仰った対策というのは、基本的には「配慮」だ。実際に8dBを超えている状況が、「配慮」でどこまで下がるのかということだ。幸い予測地点Cのある住居は奥まっているので、ちょっとした防音壁を設置することで、10dBや20dBは落ちると思うが、このあたりの検討はされていないのか。

設置者： 予測地点Bに関して、当時、田んぼだったとのことで、速度を落としはするが、壁等の対策は考えていなかった。説明会等で近隣の方にもご説明させて頂いている中で、特にそのようなお話はなかった。今後、そのような話があれば、もちろん店としては周りへの配慮ということが必要になってくるので、そのようなことも含めて検討はさせて頂きたいとは、十分考えてはいる。

委員： 今の「そのようなこと」というのは、予測地点Bに住居ができればということか。

設置者： それもあるし、予測地点Cの住居からそのようなお話が出ればということだ。

委員： とりあえず、現状では、物理的な対策は考えていないという解釈でよいか。

設置者： はい。

会長： 今の件に関して、卵便について速度を落とせば、どれだけの効果が見込まれるのか。

設置者： 卵便の速度を落としたり、どれほど騒音が低減するのかということか。

会長： 設置者では、夜間最大値76dBが予測される中でどれだけの効果があると考えているのか。

設置者： 資料編の中で、騒音予測結果の詳細にA特性音響パワーレベルが示してある。時速20kmにおける中型車のA特性音響パワーレベル100.1dBを想定して予測した結果が76dBということだ。今、申し上げた速度をなるべく落とすというのは、この時速20kmを時速10kmで計算すると、A特性音響パワーレベルが100.1dBから97dBになる。もちろん、時速10kmに落として、単純にこれがそのまま適用されるかという別問題になってくる。定量的な値は、今のところ、申し上げることはできないが、できる範囲として、この時速を極力落とすということ考えている。

会長： 効果が見込まれるというわけか。

委員： 見込まれるのは、単純計算でも-3dBだ。今、敷地境界で約20dBオーバーしている。住居側でも8dBオーバーしているようだ。それで3dBというのは、多分、人間にとってその差に気付くか、気付かないかぐらいのレベルにしか過ぎない。それをもって対策というのは、いかがなものか。

設置者： 先ほどご指摘の通り「配慮」になるが、物理的な対策ということにはならないとは思う。

委員： 敷地境界のレベルを超えたからといって、すぐに影響が出るというものではないことは、指針に書いてあったと思うが、実際に住居があって、住居で60dBを超える音が、毎日5時台に聞こえる状況にあるわけだ。時速20kmを10kmに下げたところで、3dB下がるかどうかというのは、ちょっと微妙なところだ。実際、ほとんどエンジン音なので。となると、住民にとってみれば睡眠妨害、毎朝5時に目が覚めるということが起こる可能性があるわけだ。健康影響リスクというものがある。毎日このようなことが起こると、心疾患になり、さらにはそれで亡くなる方がおられるということは認識されているのか。もちろん、その確率はそんなに高くはないが、実際、日本でそういうことで亡くなった方がおられるわけで、配慮ぐらいで対策をしたと、しかも、20dB、既に基準値を超えているという状態だとすると、将来、苦情が出たときに対策をするということで大丈夫なのかと騒音をやっている者は思うのだが、そのあたりは大丈夫だと考えられていたということか。

設置者： 小売店舗なので当然のことだが、もちろんお客様あって成り立つ商売だ。いろんなところで店舗を運営しているが、そういったことは今まで適切に対応しているので、今、仰ったような懸念事項は、その都度、適切に対応していく。

委員： 先ほど仰った苦情が出てきたら対応するというスタンスだが、苦情を出す出さないは、住まわれている方によって、大分変わる。死ぬまで苦情を出さない方もおられるし、言い掛かりのような苦情を出される方が、もしかしたらおられるかもしれない。だが、今の場合、既に基準値を超えていることを考えると、苦情が出てくるのを待って対応するのではなく、事前に店舗の側で対策するのは最低限必要ではないかと思うが。

設置者： 当初は配慮として、速度を落とすということで考えていたが、それでもご指摘があるので、騒音壁なり時間を変えるということも含めて、検討して対応させてもらいたいと思う。

会長： 当然、その集合住宅なり地域住民との話し合いをするということか。そのところは、今後、話し合いをされて、もし要望があれば、一応検討していくということか。

設置者： 1便だけなので、何とか時間をもう少し遅いルートに変えられないかという工夫と、それがどうしてもできない場合は、音を落とせる防音壁を周辺住民と協議した上で、必要とあれば、そのようにさせていただきたいと思う。

会長： ほかにいかがか。

委員： 交通についてお伺いする。先ほどの説明でよく理解できなかったが、別添図面8の来店経路

図では、南エリアからの来店車両は出入口3を右折で入庫させることになっている。先ほどのご説明で、店舗北西の水保町西交差点を右折して入庫させるのは、南エリアからの車両すべてをとという意味か、一部の車両をとという意味か。そのあたりがよくわからなかった。

設置者： 当初通り、この出入口3に関しては右折入庫、左折出庫。南エリアからはこれが基本だが、この様に誘導したとしても、水保町西交差点で曲がる車もいるかもしれないということを考えて、水保町西交差点のところに右折レーンを新設したということだ。

設置者： 当初、守山署から、出入口3を右折でという指導があったのだが、そうすると右折待ちで滞留する可能性もある。そこ一本となると、当然、車の滞留が考えられなくはないので、その後、道路管理者の方とも協議を重ねて、水保町西交差点の南側はゼブラになっていたところを弊社で右折レーンを引き直して、そこからも誘導して滞留を防ぐということで対策をさせて頂いた次第。

委員： 基本的には、幹線道路から直接、駐車場に出入りするの望ましくないし、ましてや右折入庫だから余り望ましくはないが、交通管理者と十分相談の上、承認を受けているということか。

設置者： そうだ。

委員： 出入口3で右折入庫の車が国道477号本線の交通を乱すようなことになったら、何か対応は取るのか。右折出庫ならば敷地内に滞留させておけばいいわけだが、本線上の滞留というのは芳しくなく、そのような場合が生じたときの改善策は何かお考えなのか。

会長： 今ご指摘のことは、出入口3ところか。

委員： 出入口3。それが生じないように、上の方に誘導するということだろうけれども、そのあたりは、出入口3のところでピーク時には交通整理員等が立たれるということか。

設置者： もちろん、それで誘導していくので。

委員： そのような形で誘導するということか。

設置者： はい。

委員： 水保町西交差点で右折レーンを設けるとするのは、拡幅ではなくて線の引き直しなのか。そのようなものについては口頭ではなくて、何がしか文書でもってお示し頂ければありがたいと思うが、そのようなものを県にはお出しになっているのか。

会長： 右折レーンは既にあるのではないか。

委員： いや、図面でもって審査しているわけだ。少なくともここに図面はない。

会長： 問題は、その右折レーンを使って、交差点に近い出入口2から入る車があると困ること。

委員： ともかく、右折レーンについては、この届出書には入っていない様に思ったが。

設置者： はい。それは届出時点ではなかったもの。

委員： 私が申し上げたいのは、口頭で説明するだけではなくて、本日、そういったものをきちっと文書あるいは図面でもってお示し頂かないと。もちろん、平和堂さんはきちっとやられると思うけど口約束ではなくて、きちっとしたものを出した上で議論して、我々としても、これだったら大丈夫だというような形で進めていきたいと思う。

会長： 問題は、水保町西交差点南側にある右折レーンを使って、水保町西交差点の直前にある、左折イン、左折アウトの出入口2から右折で入ってしまうこと。届出書では、交差点を右折して北側の出入口1から入るという想定だ。南の方から来て、交差点の右折レーンを使って交差点を右折するのはではなく直前の出入口2を右折で入ってしまう車があるのではないか。

設置者： 開発許可の時点で、道路法第24条の図面を頂いたので、即刻お届けする。申しわけない。

会長： 今の問題に関して、来店経路については、看板の設置、チラシの配布とともに、交通整理員の配置という項目があるのだが、今、私が指摘した出入口2に関して、右折でここから入ってしまう車がありえる。これについて届出書では、繁忙時に出入口2に交通整理員を置くとなっているのだが、この点についてはどのようにお考えか。右折は基本的にしないしてほしいと。

設置者： 基本的には表示する。左折アウトは申し訳ないがせっかく頂いた条件だから、これはそのまま生かしておいて、極力そこは利用したくない。左折アウトは信号のタイミングによってはオーケーにしていきたいと思っているし、右折インは看板で表示して、できるだけストップしていききたいというように、当初からそのように地元でも説明させて頂いているし、そのようにしていききたいと思っている。それで、そのかわりというか、主力は水保町西交差点の右左折の出入りが一番ありがたいのだが、これも、この信号が感応式信号なものだから、地域の方から非常にいろいろ説明会の場で頂きまして、出入口3を新設させて頂いて、対応したというところ。

会長： そうすると、出入口2については交差点からかなり近いところにあるのだが、常時、交通整理員を置くという考えはないのか。

設置者： ええ。平常時では非常に車両数が少ないので、お客様はほとんど出入口1と3をご利用頂けることになると思う。

会長： 出入口2で右折が多いような場合は、それなりに対応しようと考えているのか。

設置者： はい。マーケットからして、感応式信号を南から北へ直進で渡られるお客様が非常に多いようになるし、北から来られた方は左折イン、南から来られた方は出入口3のインになると思う。

会長： 車は非常に少ないということだけれども、出入口2が交差点に近いだけに、右折で入る車が結構あるような場合には、それなりの対応をしていくということか。

設置者： はい。即刻対応していきたいと思っている。非常に危険なので。

委員： 出入口2と3の間に「Hottospot」「黄色いリボン」というのがあるが、これは何屋さんか。

設置者： レストラン、飲食店。

委員： ここへ出入りする車もあるのか。

設置者： はい。

委員： あともう一点、開店時間は9時だったか。

設置者： はい。

委員： 卵の搬入が5時台なので、非常に早いなという感じがするが、これは何か理由があるのか。

設置者： 取れてすぐのものを店頭で早く並べたいというのもあるし、あと、周辺店舗の配送等ということがあるので、その時間で設定させていただいてはいる。

委員： この辺は柔軟にできるのか。

設置者： 先ほどもご指摘頂いたように、その時間を変えることも視野に入れて計画している。

設置者： ルートセールスだから、我々もタイミングをできるだけ遅くしてほしいという要請はしているが、やっぱり先方さんは先方さんの都合があって。

委員： 順番にやっていくと。

設置者： ええ。それで5時台だが、5時に近い5時台よりも、6時に近い5時台の方が我々としてはありがたいので、それを要請はしている。

委員： 搬入の時間帯の設定等は計画しているのか。

設置者： そのような計画はある。届出書の24ページ。

委員： 聞き忘れていたことが一点ある。まず、荷さばき場の前はシャッターがないということでしょうか。入口はオープンになっているということか。

設置者： そう。

委員： わかった。卵便が入るときは、シャッターを上げたり下げたりして入らないということか。もう一点、交通のことで、先ほど尋ねられていた出入口3への右折入庫に関して、当初、出入口3

で全部右折というところが、一部の車両は水保町西交差点の右折レーンからというお話だったが、これはすべての車両を交差点の右折レーンに持っていくことができなかつたからか。

設置者： 警察との協議で、出入口3から入れなさいと進入指導を頂いた。

委員： そうか。かつ、右折レーンを作られると。

設置者： それは後々の話。右折レーンは我々からお願いした。直進車がトラックだと抜けられないので、測ってみたら車道幅員が割合あったため、右折レーンを作らせてくださいとお願いした。

委員： それができるなら、そこで全部右折していただいた方が、出入口3の手前でややこしいことになるということがなくなるような気がするが。

設置者： そうなるけれども、私どもは警察の方のご指導、協議の中で。もう一つは、100m 前後に同じ連動信号があるので、なかなか通れないということではないのだけれども。合計 200m のちょうど真ん中辺りに出入口3を作らせていただく。

委員： 様子はわかった。

委員： 一点だけ。今回、出口と入口が全部一緒になっている。これだけのスペースに結構な駐車スペースがあるので、場内の一方通行等のルートは、きちっと明示されているかどうか気になった。

設置者： 場内では、基本的に一方通行は今のところ計画していない。両方が対向できるような形で。

委員： ということは、利用者が適当に出口を目掛けて行くというような形か。

設置者： 5~6mの幅だ。

委員： 十分離合できるようなスペースなのか。

設置者： もちろんそうだ。

会長： よいか。一点だけ。駐輪場が2ヶ所、計75台ということだけれども、これは経験的に75台あれば足りるということか。

設置者： はい。

会長： よいか。

設置者： すみません。こちらからよいか。特に、水保町西交差点の信号が赤の場合、出入口3からの入庫というのは非常に効果があるというような認識のもと設けている。

(2) 「ヤマダ電機テックランド長浜店」の変更届出について

- ・建物設置者 為永建設株式会社が届出資料に基づき説明（主な説明内容は下記の通り）
 - ・変更事項は、店舗面積と駐車場収容台数の増加、出入口位置の変更。
 - ・増床後の店舗面積 3,721 m²に基づく必要駐車台数 178 台に対して 180 台確保している。
 - ・変更前は、お客様用駐車場と従業員用駐車場を敷地内に確保していたが、今回、増床に伴い、敷地内の駐車場はすべてお客様用に変更した。
 - ・出入口についても、既存の入口、出口のほか、隣接マクドナルドの入口、出口が増えている。店舗の入庫出庫経路については、従来と同じ計画。
 - ・ヤマダ電機に来るお客様の入口とマクドナルドに来るお客様の入口は、それぞれ専用の入口として示して、わかりやすくしている。
 - ・騒音予測については、住居の前での予測評価、住居もしくは住居立地可能な場所ということで、5ヶ所で評価を行った。
 - ・予測の結果、昼間の等価騒音レベルについては、環境基準値 60dB のところ、40～50dB 前半の値、夜間の等価騒音レベル予測の結果については、環境基準値 50dB のところ、約 30～35dB の値なので、周辺への影響はないと考える。
 - ・騒音レベルの最大値は、5 地点で予測評価を行った。夜間発生する騒音は駐車場の来客車両走行音。結果は、規制基準値 55dB のところ、3 地点では基準値を満足しているが、2 地点では基準値を超えているものの、それぞれ国道 8 号沿い、クリーニング屋の事業所向かいであり、住宅ではないことから、現状にてご迷惑は掛けない。
 - ・もし仮に住居が立地した場合には、ご迷惑を掛けるようであれば、その住居の方とお話をさせていただいて、対策について検討していきたいと考えている。

会長： それでは、質問があれば、出させていただきたいと思う。

委員： 一点だけお聴きする。店舗直近の川崎町交差点から駐車場入口 A まで、ほとんど距離はないが、現状、入庫待ちの車が国道 8 号長浜バイパスの方にはみ出してくるような現象は皆無なのか。

設置者： それについては、ヤマダ電機のお客様駐車台数も十分に確保しているので、ない。

委員： ほとんどないということではなく、全然ないと理解してよいか。

設置者： ほとんどない。ピーク時で駐車が 8 割ぐらい埋まっている状況なので、入庫待ちはない。

委員： 要するに、お店は現にあるわけだ。だから、ないようだとか、ほとんどないとか、そのような言い方ではなく、そのようなことは一切発生しておりませんと言っただけならば、私は非常に安心しているのだけれど、その辺はよいか。現状、もし国道 8 号のバイパスにはみ出しているならば、増床されると少し心配なので、そのあたり、現実はどうか。お店の方にお答え頂きたい。

設置者： 現実には、日曜日でも一番混んでいるときで、駐車場の 8 割ぐらい埋まる程度だ。それに伴って、入庫待ちということで申し上げると、今はない。

委員： ないのか。

設置者： はい。

会長： 増床後も。

設置者： 増床後もいけるという計画では、今、考えてはおるのだけれども。

委員： 増床は将来のことだから。

設置者： 申請者側から言わせていただくと、よく勘違いがあるのは、マクドナルドに入られるために待っている方が以前から。昨年ちょっとレイアウトを変更したのだけれども、地元の警察の方ともいろいろ協議させてもらって、危ないので何とかしてほしいという話があって。マクドナルドに入られる方が待っているのは、週末時には現実にある。ヤマダ電機に入っていくのは、今、警備員が非常に慣れてこられたし、誘導されてきちっと駐車場の中に入っている。マクドナルドに関しては、地元の警察の方から、余りあふれないように何とかしてほしいなという話は頂いている。

委員： マクドナルドの方では、若干、そういうことも見られるということか。

設置者： はい。ヤマダ電機の方ではない。

会長： 店舗の西側だと思うが、搬入車両専用の出入口があると思う。これは、今までもあったのか。

設置者： 今、工事をやっており、工事中に関しては荷さばき車両用として使っている。

会長： ここは、荷さばき車両専用という看板で表示されるとのことだが、看板だけで大丈夫なのか。

設置者： 看板はもう設置してあるが、トラックの出入りがない時には、カラーコーンというか、止めてしまう形で運営は考えている。

会長： そうか。わかった。特に、そこに整理員が付くというようなことは計画されていないのか。

設置者： ええ。特別な専門のガードマンということではなく、商品を搬出入する場所が近くなもので、その係の者が止めたり、開けたりということをやっている。

委員： 確認だけだが、今もマクドナルドはあるのか。

設置者： はい。

委員： 出口は、変更後に書かれているところにあるのか。全く変わっていないと。現状でもマクドナルドとヤマダ電機さんの車での往来は可能なのか。

設置者： 可能だ。

委員： そこも変わらないということか。

設置者： はい。

(3) 「フタバヤ長浜店」の変更届出について

- ・建物設置者 株式会社フタバヤが届出資料に基づき説明（主な説明内容は下記の通り）
 - ・今まで32年ほど既存店舗で営業していたが、建物の老朽化や防災等の問題を抱えて建て替えざるをえなくなった。ようやく隣地を確保できたので、増床の建て替えを計画した。
 - ・地元の八幡中山の自治会、中山町の自治会の2つの自治会に関連したところに店があり、そこから頂いたご要望や指導を踏まえて、計画させていただいた。
 - ・車両出入庫のときに事故が起きないように、交通整理員をその都度、必要に応じて対応させるということで進めている。
 - ・地元の自治会の方から出入口に信号を付けたらどうかという要望があり、自治会の方にもお願いして、自治会からも市役所の方へ行ってもらったが、なかなか簡単には設置できないということで、今後の課題にさせていただいているというのが現状。
 - ・緑地帯について、少しでも木を植えるということで、ほとんどないながらも、少しでも周囲に緑地を設けられるようなスペースに、緑地を設けるように計画している。

会長： それでは、質問があれば、出させていただきたいと思う。

委員： 交通について少しお伺いするが、御社は、元々、ここに店舗をお持ちだったわけか。

設置者： はい。

委員： それで建て替えをされたということか。

設置者： はい。

委員： 周辺の状況をよくご存じの上で、このようなプランをお作りになったわけだ。自動車進入図を見て質問させていただいているが、すべてではないが、ほとんどが左折ではなく、右折入庫になっている。検討の結果、ほとんどが右折入庫になったのは、ほかに左折入庫の案がなかったからか。

設置者： その点について、どうしてもそのような方向からお客さんが見えるというのが現状。

委員： 円滑な入庫を考えると、やはり左折入庫の方がベターであることは、一般論としては当然だが、右折入庫をあえて選択せざるをえないということで、何か特段の工夫や対策をお考えなのか。

設置者： 現状は、店に入ってくる方よりも、スムーズに出る方を優先してしまったものなので。出やすいということを考えながら。

委員： 出やすいというのは。

設置者： 駐車場から外の道路へ。

委員： ここに頂いている図面は来店車両のみで、退店車両はどこかに付いているのか、私が見落としているかもしれないが。出ていく方の経路というのは、この届出書の中にあるか。

委員： 資料3には入口しか書いてない。どのように退店していくのか。それについてもやはりお示しいただいて、そして、無理のない動線になっているか確認させていただきたいと思うが。今、なければ、いたしかたないので、何がしか後で見せていただきたいと思いますと思う。

設置者： はい。わかった。

委員： それで、このような駐車場の出入口の位置と、それから右左折入出庫のやり方といったところについては、所轄署の警察ときちっと相談をされて、承認は受けているのか。

設置者： 今まで長く30年ほど営業している間に、長浜署の方からもいろいろ指摘を受けながら、現状に至っている。それに基づいて考えているということ。

委員： これは、現状とほとんど変更されていないのか。

設置者： 出入口は同じ。

委員： 出入口は一緒なのか。

設置者： はい。出入口は既存店と同じ出入口。

委員： 特にそれで問題は生じていないのか。

設置者： そういうことだ。

会長： 事故等はなかったのか。

設置者： 今のところ、大きな事故はないのだが、警備員を置いているし、長浜署がすぐ近くなので、いつも指導を受けながらやってきていると。

委員： ただ、指導を受けているなら、新しく店舗を改築されるときに、何がしか交通の処理の仕方というところを改善された方がよかったようにも思うが、そのような検討はされなかったのか。

設置者： これについて、実は八幡中山と中山町の自治会の役員さんに集まっていたいて、そのようなこともいろいろお聞きした。そのようなことで、現状に沿ってやるしか仕方がないのではないかとというような、今までと同じようなことで、一応、お話はさせていただきたいと。

委員： それは、これから話をするという意味か、もうされたという意味か。

設置者： 4月1日と12日にやった。

委員： 住民さんとお話をするという、約束事というか、そのようなものはきちっとされているのか。

設置者： はい、やっている。

会長： ほかにないか。先ほど伺わせていただいた出庫だが、ここにはその図がないにしろ、現段階でのお考えや従来どうだったかという点では、右折入庫があるならば、右折出庫もあるのか。

設置者： はい、そういうこと。出入口という観点で捉えていたので、入口即出口という感覚でいた。

委員： よいか。交通予測の6ページに出る方向の矢印が書いてはある。図2アクセス経路の設計のところ。交通予測というより方向別来店客車予測台数という前の方。資料9の次のセクション。

設置者： 今、仰った6ページのところで、入口、出口というような表現をさせていただいている。

委員： 今現在は、どこの出入口が多いのか、お客様さんの出入りとしては。

設置者： 店舗の北側の通り、ここからの出入がほとんど。

委員： 店舗西側の出入口がちょっとややこしいというか、右折出庫と右折入庫の車がクロスしているので、このようなところは何か人を置くとか、そのようなことをしているとかの計画はあるか。

設置者： 現状は交通整理員を置いている。現在、この交差点の出入口と先ほど申し上げた北側の通りの出入口には、整理員がほとんど常駐しているというのが現状である。

委員： 店舗東側の通りは行き止まりなのか。

設置者： そう。行き止まりだ。

会長： 駐輪場の収容台数を増加されているが、自転車やバイクで来るお客さんは結構いるのか。

設置者： 40%ぐらいが自転車。歩く人が10%ぐらい、車が50%ぐらい。既存店はそのような状況。

会長： この場合、収容台数70台ということで十分だということか。

設置者： はい。十分だし、現実にはそれ以上止められる。建物正面に当たる西側は、自転車ためだけの出入口にしてある。ここは車が入らないようになっている。ここで十分収容できる台数はある。

会長： 念のため。いわゆる悪臭対策を講じられているようだが、これは相当強い臭いなのか。

設置者： 臭いそのものは、現状で苦情はいただいているが、夕方出た生ものを、朝、ごみ屋さんが持っていく状況なので、建物を冷房管理して、その中で保存するというように計画している。

委員： 廃棄物の減量化だが、現状でもトレイや牛乳パックの回収箱というのは準備されているのか。

設置者： はい、現状もやっている。

委員： 今回、かなり店舗が大きくなると思うが、そこを増やそうというようなお考えはあるのか。

設置者： 建て替えの目的が老朽化ということでやっており、とても今の状況では、売上を上げるようなマーケットではないということがある。長浜市は非常に店舗が多くなって、今の売上を維持するのが精いっぱいということで、希望は売上を上げたいが、無理ではないかと思っている。それから、ある程度倉庫も現状の約倍ぐらいの面積をとっている。そのようなことで、もし何かでうまく売上が上がっても対応できるような準備はしている。

委員： 意地悪な言い方だが、リサイクル等の配慮ということに関して、回収ボックスを設けてということを書かれているのだが、結局、持ってこられたものを回収して、リサイクルするというだけか。別にそこで特典をつけて、積極的にリサイクルを促進しようとか、そういう発想ではないのか。

設置者： 今の彦根店の方では、アルミ缶とかコーヒー缶を入れるポイントがつくようなものは置いているが、まだ長浜店ではそのような計画はしていない。

委員： 関連してもう一点だけ。最近、回収している牛乳パック等だが、増えているとか、そのあたりはいかがか。

設置者： 量的にはさほど増えていないと思う。自治会さんがさらに力を入れていただいているので、ペットボトルにしても。特に長浜市だと、9つぐらいに分けないといけないという、それも結構徹底しているので、我々のところに持ってくる数が極端に増えたということはずまない。

(4) 「(仮称)平和堂水保店」の新設届出に係る審議

会長： 新設届出ということで、意見を付けることに関しては一向に構わないとのことだが、基本的には騒音、出入口関係で若干問題があるが、その他の点では特に問題ないと私の方では思っている。そこで、私の案としては、意見なしという方向で、特に早朝の卵便に関して、集合住宅との関係で地域住民との話し合いと、適切な対応を求めるということを一つただし書きを付けたらどうか。それから、もう一つは、出入口2に関して、若干の問題が残されていたのではないかと。特に出入口2での右折入庫について、このようなところについて確実に、とりわけ繁忙期においてこの辺の整理がきちり行われる必要があると感じられたわけが、ただし書きでこれを要請していくと。出入口2での交通整理について、単に看板だけでなく、要請をしていったらどうかというように感じられるわけだが、委員のご意見を出していただきたいと思う。ちょっと甘くなっているか。

委員： いや、甘くなつてはいけないと思う。私が先ほど途中で発言をやめたのは、この水保町西交差点の右折レーンの図面がないわけだ。どこまでこの右折レーンが延びてくるのか、その右折レーンと出入口2との位置関係が口頭ではわからないので、私は自信がない。これで大丈夫かどうかということについて。図面が出てきて、それに対していろいろな判断がある。意見を述べるのは少し厳しいという判断を我々がすれば結構だが、図面が出てなくて、どのような経過になるかわからない状態では、意見を出すべきだと思う。出すものを出してくださいというのは、厳しすぎる要求ではないと思う。きちっとしたものを出していただかないと、後はずるずるとなってしまう。おそらく事業者は警察ともお話ししているし、了承を得ていると思うので、恐らく出せると思う。図面を出してくださいという意見を出して、それを我々が確認するという筋道の方が私はよいと思う。

委員： 出入口2への右折を誘導するような出入りに見えかねない。

会長： 出入口3ではなくて、出入口2から入ってしまう。

委員： 出入口2は、右折を今のところ認めているということだから。原則と、それぞれ地区の実情に応じた対応というのは違ってきて当然だと思うので、私は地元の警察が今までの経験のもとに、そのような判断をされた場合には、右折入庫、左折入庫でも致し方ないかなと思う。やっぱり気になるのは、そのような右折レーンを作るとということに対して、図面なしで説明されても、交通工学をやる者として納得いかない。図面は要る。

会長： 右折の場所はある。私が思っていた問題は、右折の退避のスペースがあるから、そこを利用して右折で出入口2から入ってしまうと。それを止めさせる保証がない。計画では、その右折レーンで右に曲がって、出入口1から入れるという考え方があるが、出入口2から入ってしまうと。

委員： 平面図で、どのようになっているのか、それを出していただいたら議論がしやすいかなと思う。それで、場合によっては、出入口2からの右折入庫は原則として行わないということにした方が、恐らくよいのではないかなと思う。

会長： 当面、守山市の方では、当初、右折に係る問題を出していたわけだが、右折レーンが作られるということを前提として、その点についての懸念を取り下げている。そのような意味では、その点は信用するわけだが、仮に設けられたとしても、出入口2を利用して右折してしまうという点については、店舗の方では看板等を設置して周知させるという考え方でいるのだが、実際にはそこから入ってしまう人もいないのではないかと。繁忙期には、整理員を置くということになっているけれども、現実の問題としては、通常の場合にはそこを利用して入ってしまう可能性があるという点が、交差点に近いだけにあるのではないかというように思われる。実際、道路も広くて右に曲がる車線も十分取れるということなので、その図を出してもらってからということにしないでいいのではないかと私は思うが、意見としては十分に先ほど仰ったのもありえる。私としては、現実の問題として車線右折レーンの図が届出書になかったとしても、出入口2への右折入庫を止める交通整理員の配置等、単に看板だけではなくて、そのような措置をとられることを求めるということによって足りるのではないかなという感じだ、私のところでは。

委員： そのようなことをきちっと求めるならば、いいと思う。別に図面だけに拘っているわけでは

なくて。

会長： 平和堂の方では、できるだけ止めさせると言っていたから。それほど交通量の激しくない道路のようだが、交差点に近いだけに、基本的に右折入庫を止めさせる。それで、出入口3で右折入庫できなかった車は、出入口1から入ってもらうことを促進するような手立てを講ずる。特に整理員の配置というあたりも考えたらどうか。

委員： このプロジェクターの画像の時間帯は何時頃のものなのか。

事務局： 10月3日の、確か午後4時前後くらいに撮影したもの。

会長： 午後4時。出入口3で右折入庫は、交通量がそんなに激しくないものだから、多分、警察も認めたのではないかと思う。

委員： いや、こんなに激しくないことはないように思うが、どうだったか。

事務局： 滞留するほど走るといった感じではない。確かに、画像は車の切れ目を狙って撮ってはいる。

委員： 切れ目でしかありえないなと思って、時間帯は早朝かなとも思ったが、普通の切れ目か。切れ目がこれだけあるということは、そんなにたくさんはないということも言えると思う。

委員： 週末によく走るが、結構止まっている、この辺り。例えば、水保町西交差点が、懸念されているように、出入口1まで行って、そこを右折して入っていくなんて車は、ほぼないと思う。全部右へ曲がるはず。国道477号の南から琵琶湖大橋に向けて上がってくると、まず店舗が右側に見えるから、多くの方は店舗が見えたタイミングで右折しようとするはず。多分、出入口3で相当数行くと思う。それを逃すとか、あるいは抜け道がいっぱいあるのでそこから出てきた車は、右へ曲がるうとするのは当然だと思う。確かに、水保町西交差点に右折レーンが若干あるといいながらも、きちっと2台、車が入るかどうかはかなり微妙だと思う。しかも、出入口2のところは車が2台並んで走れるスペースがないような気がする。そのようなことを考えると、現実的には、出入口2では入れない方向にした方が、渋滞の緩和ということでは必要ではないかという気はする。

会長： でも、あそこのところはきっと整理する。

委員： ええ、出入口2のところから入ってしまう車と、さらに出入口1から入りたい車が、ここでもがちゃがちゃなるだろうし、その意味では、今日の説明というのは非常に中途半端だ。

委員： よいか。概要版のところに、守山市が当初、交通渋滞を懸念して意見を出していたのが取り下げられたという理由が、これだけ読むと、守山市はもしかすると、右折入庫自体をすべて行わないという解釈ではないかと、最初に私は思った。なので、出入口3についても、右折入庫はしないというように守山市は誤解されているのではないかと。今日の説明だと、出入口3は右折入庫は構わないという警察側との話があったと言われていたが、ここの部分を読むと、そうは解釈できない。多分、出入口3の方が道幅は狭いから、渋滞を引き起こすのも、出入口2のところより出入口3だ

と思う。出入口2のところは右折レーンがあるから、ちょうどまいように右折入庫ができる。

委員： このコメントは、事務局でお作りになったものか。

事務局： 守山市からの当課にメモが一枚入っているが、その文章そのまま。

委員： 先ほど指摘があったように、右折進入を行わない旨の看板の設置と書いている。

委員： そう。だから、多分、出入口3もだと思うが。

会長： 出入口3も含んでいると。ただ、出入口3については、道路管理者との協議の上でという説明だったから、右折レーン設置の計画という問題との関わりで、多分、出入口2だ、ここは。

委員： ここだけ読むと、すべて右折レーンに入って、信号で曲がって入ってくれるというように守山市が解釈したと、読めるが。

会長： ということは、出入口3はなかった。

委員： 出入口2も出入口3も右折は禁止だと、守山市の方では。警察側からどのように言われたのかわからないが、出入口3の右折を残したまま、取り下げたような文面には読めない。

委員： 出入口2だけ右折を止めても、出入口3で全部入れたら大渋滞が起こるのではないか。

会長： ただ、私の印象では、警察署が出入口3で右折入庫等を認めているということは、それほど交通量が多くないということではないかと思う。

委員： 警察は認めているのか。

会長： ということだった、出入口3については。

委員： 出入口3は、出入口2や出入口1に比べて狭い、道幅が。そこで右折しようとしたら、相当渋滞を引き起こすような気がする。仮に交通量が少ないと想定しても。右折は出入口1だけということが前提になっていたような印象を受けたのは事実。特に、守山市や警察も、出入口3で右折するかもしれないが、あくまでも出入口1で入ることを前提に出入口3でもオーケーという言い方をされたような印象を受ける。実際のところはよくわからない、守山市や警察に聞いてみないと。

委員： 出入口1から入らせるとしても、水保町西交差点の右折はどうしても必要。

会長： で、右折レーンと。

委員： ええ。だから、その右折レーンがどれぐらいの長さがあるのかというところはあれだが、いずれにしても国道477号を南側から来た車は、これを右折しなければならない。だから、出入口3

の入口で右折、あと、できるだけ交差点のところも右折させると。

会長： ただ、少なくとも出入口3のところについて、警察署でオーケーだというようにしていたら、こちらで、それをよくないとも言えないのではないか。

委員： そうだな。

会長： 印象としては、先ほど仰った前提の話もないわけではない、聴いてみれば。一番の問題は出入口2の扱いだと思う。出入口2について、交差点に近いただけに右折入庫を絶対にさせない。単に看板だけではなく、整理員を置くくらいの要望をしておいた方がいいのではないかということ。

委員： 今の警察の方でどのように回答されたかというのは、我々の推測にしかすぎない。今、仰ったのは、どの部分を言われているのかわからないので、もしかすると警察も守山市も右折入庫は原則禁止ぐらいのニュアンスで解釈している可能性というのは、まだ残ると思う。

会長： ただ、これまでのところで、警察署なり道路管理者との話し合いでそうなっているとしたら、一応信用してやってきて、そこまで疑わなかった。

委員： 守山市からの当初の意見がなければ、このようなことにはならなかったのかもしれない。

会長： ただ、飽和度を見てみると、車線別混雑度というのは1を超えるところがあるにしろ、交差点飽和度は1.0を超えない。

委員： 多分これは、出入口2、出入口3で右折して入るところで引かれていると思う。そのところで渋滞が起こるとというのは、仮定として入っていないので、右折を原則禁止みたいな形にして、すべての車両があそこの交差点になだれ込んだときに、この値になると言えるか。

会長： 考えられない。

委員： 考えられないだろうと思う。まず、ここの段階では、あそこの交差点のところに右折レーンができないという前提で予測されているので。

委員： あの信号で交通量がほどほどに流れているのであれば、信号から右折しても支障はない。手前で入りたいというのは、単なる少しの気持ちだけだ。むしろ、交通量が少ないだけに、信号手前で出入口2に右折する際、国道477号側が赤になっている方が、交差点を出入口1の方から左折して出てきた車両と、ぶつかる可能性も高いと思う。だから、問題の出入口2を徹底して出口専用にするとか、その辺が一つの考えるポイントになるかなと思う。けれども、できればそういう方向が一番無難かなと私は思う。むしろ、本当に混雑しているとそこを右折する時は注意するが、スムーズに流れているだけに、正面の信号が赤の時に手前で止まるのだったら、出入口2から入ろうということがありえる。コンビニの角地なんか、それでよく事故が起こっている。あれと同じ現象だと思う。ここのところを皆さんで協議いただく必要があるかなと思う。

委員： 勧告をするか否かという議論をしているのではなく、あくまでも意見として審議会で疑義があるので、よりよい方向に改善できないかということを行っているわけで、会長は非常に消極的で意見を出すことを拘られるが、私は疑念があれば意見を出して、的確にお答え頂いたら、それで我々は納得したという方が非常にすっきりすると思う。ここで意見を出すのをためらっていても、特にいいことはないと思うが、いかがか。

会長： 他の委員はいかがか。なにか。

委員： あるいは、図面を出してもらって、警察の見解をもう一回確認して、再度この審議会をやるかどうかとなるかもしれない。

会長： これまでのところでは、道路管理者なり警察署との話し合いについて確認の書類を出してもらってということは、一切やったことない。そこは信用していた。

委員： それをしかけると、すべてが。

会長： ええ、すべてがひっくりかえると。だから、右折レーンについて書類が出ていないのは、届出時点でそれがなかったということだから、そのところをどう考慮するかということだと思う。もし、警察署との話し合いについて私と同じように考えられるのならば、問題は出入口2しかない。そこを強く求めていけば十分ではないかと思うので、私としては若干、消極的かもしれないが、ただし書きというか、付帯意見でいいのではないかという判断。平和堂については、例えば、私の家の近くに老上店があるが、こちらで通学路に関わる交通整理員の配置について要望したら、人がほとんど通らないときでも、ちゃんと置いてやっている。平和堂については、基本的にそういうところは守られてきているように思うので、ただし書きでもいけるのではないかなという判断はある。ただ、委員さんのところで、右折レーンについて、書類を出してもらって、それから警察署との話し合いについて何らか証拠となるようなものを出してもらった方がいいと言うのであれば。

委員： 警察がこう言っているというのは結構だが、どのような形で交通処理をすればいいのかが、もう一つ見えないわけだ。なので、最終的に、その右折レーンを作って、どこから入れて、どこからどのように出すというような案を、もう一度検討してもらった方がいいように思う。警察との協議の文書なんかを出せとか、そんなことを言っているつもりはなくて、今のままでいくと、出入口2から右折で入る車があって、それを確実になくすと。できれば、北から来る車は出入口1から入ってもらって、これは右折になるが、脇道だからそれほど交通量はないと思う。だから、もう少し交通の処理の仕方について検討できうるかなとは思っている。

会長： そうすると、出入口3についての警察署との話し合い、協議の結果、こうなっているという点について、どのように扱おうとお考えか。

委員： だから、出入口3ということを示明的にやれなくても、右折レーンの設置ということで、この届出書とやや違った交通処理を最終的にしようとしているわけだから、設置を前提として、もう一度、交通の流し方、出入口での入出庫の形態、これを考えられないかということ。

会長： 右折レーンが設けられたら、どのような方向がありえるのか。私の読みとしては、右折レーンが設けられれば、出入口2から入庫してしまう可能性が一層高まると、出入口3についてはどうしようもないという、要するに、出入口1も出入口3も、変更の検討をさせても変わらないという判断。そうすると、問題は、右折レーンが設けられることによって、今以上に出入口2から入ってしまう可能性が高まる。しかし、そこについては看板の設置、それから繁忙時を除いたら、特別な措置を示していない。むしろ、そこが問題ではないかと、右折レーンということ考慮に入れても。

委員： わかるが、それでどうなるのか。

会長： だから、改めて考えさせる余地は、ほとんどないと思う。右折レーンの図がここがないから、入れて検討させたとしても。

委員： 要は、右折レーンと出入口2の位置付けをどうするか。出口にするのか、出入口にするのかを含め、事故回避のための位置付けができればということ、皆さんのご意見を私も聴きたいなど。

会長： だから、もう一度検討させても問題は、もう出入口2しかないのではないかと。

委員： 周りの道路から行くと、左折をしたような車の流し方はあるのかということ、ちょっと何か、どうもなさそうな感じではある。やっぱり大勢として、出入口3での右折はしようがないのかという感じもするし、後は、出入口2の右折はやめて、信号の方へ信号から右折させるということでしょうがないのかと。そうでないと、どこかできると迂回させるということも、住宅街の中へ入ってってしまうので、ちょっと難しいのかなという感じもする。ただ、図面を出していただけないというのは、何か出しておいてほしいなという感じはする。

会長： 図面を出していただいて、どのように扱ったらいいと思うか。

委員： もう一回審議するというのは大変ではある。

会長： これだけで、大変だと思うけれども。結論は見えている感じがする。

委員： 繰り返しになるけれども、先ほど守山市の回答からすると、理想的にはあそこの西交差点のところで右折レーンをつくって、そこに全部放り込んだと。要するに、右折は全く禁止状態にしたときに、あそこのところに渋滞が生じないというようなことになれば、そちらを押しということになっていたのではないかなと思う。

委員： これ、交差点で全部右折させた方がいいのか、2カ所で右折させた方がいいのか、どうか。

委員： 多分、普通だと両方仮定して、シミュレーションあるいは計算をして、要するに西交差点で全部捌けると、そういうことであれば多分そのような計画で出てきたと思う。

委員： 右折が中心になるので、右折を2ヶ所作った方が、1つの信号の右折時間帯だけ1ヶ所で右折させるよりも、もう1ヶ所、出入口3のところ右折させる車もあって、真っ直ぐ行って信号の

ところでも右折させるといふ方が、2ヶ所になるので、渋滞が少なくなるような感じもする。

委員： だから、信号のところ。

委員： 信号だけで右折させると1ヶ所になるので、2ヶ所の方が、若干タイムラグがあるかもしれないが、例えば10秒だったら10秒で倍いけるわけだから、その方がいいのかなという感じもする。

委員： 当初、守山市の方で懸念していたのは、結局は右折入庫での渋滞だから、出入口2であろうが出入口3であろうが、ここで入られたら困るということになっている。

会長： 先ほどの意見はちょっと置いといて、その図を出してもらってということに関して言えば、どのような扱いが可能か。右折レーンの図を出していただいて。

事務局： いろいろ話を聞いていると、そもそも右折レーンを使った形での、出入口2と出入口3の使い方がわからない。果たしてそれが交通処理の観点から妥当かどうか判断できないとのことなので、少なくとも資料で整理して、改めて処理方針を示してもらわないと判断できないのではないかと。

会長： 車線の図と、それを前提にした出入口に係る動線について、改めて出してもらおう。ということは、それについて審議すると。

事務局： そう。

会長： ちょっと重過ぎる気がする。先ほど指摘された意見は、基本的に出入口3も含めて右折入庫をセーブするような、何らかの意見を出していくことにつながるのではないかなと思うが。

委員： 渋滞が予想されるということで、本当に起こるかはわからないということ。右折で出入口3に入る車両があることで渋滞が起こるようであれば、出入口2については事故の可能性もあるということで、基本的に右折入庫を禁止する必要があるというような付帯意見はあり得ると思う。

委員： 信号で右折させるとしても、右折車線の滞留台数が数台しかなく、その後渋滞してしまうと、やっぱり出入口3も使った方がいいのかなという感じもする。

会長： もう一つは、平和堂のフレンドマートというようなところで、渋滞するほど来客があるかどうか。渋滞するほどの来客というのはありえない。アルプラぐらいになると、可能性がないわけではないと思うが。

委員： 効果的な対策が考えられるならば、意見という感じもするが、確かに図面も出していただけてないし、ちょっと何か不備だなと。そのような話し合いがなされているならば、その結果、どれぐらいの右折車線があるのかとか図面を出しておいていただきたいという感じがするが。ただ、効果的な対策もはっきり打ち出せないのなら、ちょっと意見してしまうのもちょっと重たすぎるかなという感じがするので、やっぱり付帯意見として、右折がメインのようなところがあるので、十分対策を求めるといふようなこと、あるいは出入口2は右折入庫しないように、それについても対策

を十分とっていただきたいというような意見を付けて。

会長： 届出のところでは、出入口2について右折入庫はさせないという方向を出している。ただ、看板で知らせるとか、チラシで知らせるとか、繁忙期だけ整理員を置くということだから。

委員： 繁忙期だけではなくて。

会長： 普段のところでは右折レーンがあれば、できたらできたで余計に入ってしまう可能性はあると思うし、きっと入りやすいだろうから。だから、対策を講じた方がいいと、出入口2について。

委員： 出入口2の事故の話か。繁忙期の方が危ないのではないか。

会長： 繁忙期は、整理員を置いて入らせない。入らせないという看板だけでなく、整理員を置くと。

委員： だとすると、出入口2は出口でいいのではないか。今は、出入口となっている。

会長： 出入口だが、問題は右折レーンから交差点に来ないと思う。だから、それを止める何らかの対策を講じさせる。それが繁忙期のときは整理員を置くということだから、多分入らせないように、そこでできると思う。繁忙期でないときは、右折に入ってしまう。

委員： だとすると、繁忙期も行ってしまうと思う。

会長： ただ、整理員がいたら、なかなか入れない。

委員： 車の頭を突っ込まれたら終わりだと私は思うが。

会長： そのような車がないとは思わないが、整理員がいたら、普通はそこまでは行けないだろうと。

委員： 整理員がいれば、こちらの流れを止めてしまうと思うけれども、どうだろうか。

会長： と思うけれどもね。

委員： お客さんは、整理員が、今週はいるとか、今週はいないとか、それで判断しない。やっぱり、ここは入口、ここは出口といって習慣付いていくわけだし、信号で停滞していると思えば、出入口3のところでは、早めに右折しようという判断をすると思う。私が心配するのは、余りにも信号の直前で右折することに対する危険性を懸念しているから、出入口2の入口の位置付けをある程度、意見でも付けられたら収まるのではないかと。

会長： 出入口2は、例えば直進してくる車とか、北から来る車が左折入庫するのは構わない。それから、左折出庫も構わない。だから、出入口になる。

委員： だから、出入口2のところは手前で曲がれば出入口1に入れるので、しかも、今は混んでい

るときの話ではない。空いているときだ。いくらでも出入口1から入れるので、止めてしまうというのは交通問題という点では問題ない。

委員： アル・プラザは、守山市街からの場合、裏の道路から行くようになっている。西の国道477号から来る場合は、信号のところを曲がって、直接、国道477号からは入れないというのが原則になっていると思うが、違ったか。交通量がもう一つわからないから、多分、そのような方針だとかを含めて仰ったと思うが。

会長： と思う。先ほど仰ったのは、どのようなことだったか、出入口2について。

委員： 出入口2を出口専用にしたところで、交通問題が発生するということにはなりにくい。それよりも、事故云々のことで出入口2への右折を止めたいわけだ。それならば、これは出口専用にするしかしょうがないと言った。私の考えだが。それによって、ほかに不都合が特に生じない。

会長： ということは、左折の出口。

委員： そうだ。

会長： 北から来た車か。

委員： 場合によって出入口2で入れなかったら、出入口3でも入れるので。

委員： そう。左折で入る場合も出入口3の入口から入る。

委員： 出入口3で左折入庫だったら、別にそう問題はないわけだ。

委員： 出入口2で左折しなくても、出入口3が目前にあるから、出入口3で左折したら。

委員： その方が合理的だ。

委員： 出口だけにする。

委員： それだと右折で入ることはできない。それでも、空いていれば入ってくる車はいると思うが。

委員： それは、よほどのことでない限り、一方通行を逆行することになるから。

委員： 出入口3については、実際、渋滞が起きるかどうかわからないということ、守山市の懸念を考えると、それも一言ぐらいは入れておいた方がいいかと思う。付帯意見として。万一、出入口3でも右折入庫によって渋滞が生じる場合は、ここの出入口の対策をとる。

委員： 要するに、出入口2という交差点直近の入口への右折入庫を、警備員とか、そのような人たちの存在を前提に考えるのではなく、物理的に止めようと思ったら、出口専用にするという考えは

妥当だろうと思うし、出入口1から入ることもできる。西あるいは北からの来店者は出入口1から入れるし、もちろん出入口3からも左折入庫できるので、出入口2を止めても不都合ではないと思う。一つの代替案になっていると思う、今の案は。そのような案があるわけだから、事業者として、例えば、今の案を考えたけども、やはりこっちの方がいいというような判断をされたのだったら、それを説明していただければよいわけだ。そのような検討をしてもらったらいいかと思う。

会長： 来店者からすると、常に入庫するのに出入口3もしくは出入口1ではなくて、例えば、北から来て、そのまま出入口2で左折入庫できると都合がいいということはある。

委員： あった方が便利だという意味で言えば、全部そうだ。例えば、右折でも交通量が少なかったら右折でもいいよねという話になる。ないよりはあった方がいいのだから。

会長： ただ、右折については危ないから、基本的に事業者も右折入庫させない方向を考えている。

委員： このあたりでそろそろ、会長としてとりまとめをされたらいかがか。

会長： それでは、丸ごと意見という形で出すとなると重たいと思うので、ただし書きで、出入口2について、このような形というのは取れないか、という形で検討を求めていく。基本的には交通安全対策を構図上に強く求めるという方向にしていってどうかと思うが、いかがか。1つの案は、先ほど提案されたような出入口2を出口専用にする。

委員： 基本的には出口専用がいいというのはベースに持っているのだが、皆さんのご意見があるから、出入口2の位置付けをどうするかを皆さんで検討してくださいと言っている。

会長： それから、もう一個は、常時整理員を置いて、出入口2について右折入庫をさせない対策を講じさせる。

委員： 常時整理員を置く等して、右折入庫をさせない方策を徹底していただく。

会長： 講じるよう強く求める。

委員： 意見として。

会長： その場合に、出入口3のところでの右折入庫があり得ること、それから右折レーンについての提起も信用していくという考え方。

委員： そのような方向で結構だ。

会長： よいか。ご不満もあるかもしれないが、大体そのようなところでまとめさせていただいて、もう一度、審議というところまではちょっと重たい気がする。ついては、場合によって必要であれば、再度、道路管理者なりと協議を重ねて、より合理的な対策を講じてもらうというようにしてもいいように思う。いかがか。よいか。

委員： 個人的には反対だ。私は、意見というものは別に遠慮する必要はないと確信している。意見をちゃんと言って、それに対して、公開の場であるから、事業者の方から対案を出していただく。あるいは、今回のようにもう一度検討していただけないかと投げてみて、そして、このようなことだからときちっと説明していただければ、それは別に躊躇することなく意見を出せばいいと思っている。これは私の個人的な考え方なので、委員の皆さん方が今の会長の方針でよいと、こう仰っている場合には、それ以上のことは言わない。ただ、私はもう少し意見を言ってもいいかなと思う。

会長： ただし書きなり、いわゆる問題のあった言葉だが、付帯意見という形でなくて、意見として出していった場合には、多分、もう一度審議させるという。

委員： それはいかがか。意見を出すと、しかるべき疑義に、それに対する回答というものが参るから、その回答を我々側から、それは審議になる。ただ、事業者を呼ぶかどうかは別として、審議して、それで疑義が解消されたとか、あるいはいい案が出てきたとか、そのようにすれば、的確に事業者の方は答えているから、勧告はしないと、それだけの話かなと思うのだが。ただ、これは合議制だから、委員の皆さん方がそのような形でオーケーと仰れば、本当にそれでオーケーだ。

会長： その場合、新設予定日が19年10月31日であることとの関わりでは、どのように思われるか。

委員： それは、要するに大店立地法でもって、このような審議会が設置されていて、その審議会でもって我々が議論して、この場においてしかるべき議論をして結論を得るということだから、いついつ、期日が迫っているからどうこうというのは重要だけれども、それは別問題だ。

会長： 別問題であることは明らかだけれども、それも考慮に入れながら、この件について案を出す必要があるのではないかなと思う。

委員： 仰るとおりだ。

会長： 現実に、例えば、出入口2について出口専用にするのだったら、入り口についてのあれはまず道路に書かない。つまり分けないことになると思うので、それなりの対応が10月31日をめぐりにされていないといけないと思うけれども、もう一度ここで審議をしなければいけないということになったら、そのようなことまでも一応ストップを掛けることになる可能性はある。

委員： その辺の状況が、よく理解できない。

委員： 確かに、もう一回検討されたいと言ってしまった場合、その答えが出てきたときに、それに対して、審議会としてもう一回検討しなければならないのではという疑問が出てくるとは思う。

会長： 出てくる。

委員： その辺のところを、審議会一回で意見を出してしまったら、それで終わりなのか。投げかけたときに、返ってきた答えに対して、もう一回やった方が丁寧なような感じがする。

委員： それは意見として。

会長： だから、総合的にどう考えても、もう一度審議会をやって、そして新設予定日との関わりで、それを場合によって延期させるというところまで持っていくような問題ではなさそうな感じだ。

委員： これはおかしいというところがあれば、意見という感じでもいいのかもしれないが、そこまではないかという感じなので、付帯意見で、もう少しきちっと出してきてくれという感じがした。

委員： 右折禁止を強化するような、そういう付帯意見か。

会長： それから、全般的に安全対策。場合によって、渋滞対策も含めて考えていってもいいと思う。そのようにさせていただいて、今後、届出時と条件が変わるような事態が生じた場合には、それに関する書類も我々が判断できるように出させていただくということにしたい。それで、よいか。

委員： 今度、騒音の点も大分問題があるが、その点は何か。

会長： 騒音については、先ほど提案したような形で、事業者が住民との話し合いを行って、適切に対応するように求めていく。

委員： 最終的な予測レベルは、63dB が出ているけれども、基準値よりは 8dB 高いということなので、極端に高いレベルではないが、一番私が疑問に思ったのは、新築店舗だからいくらでも対策ができたはずだ。それを何も対策しないというのは、ちょっと不信感を持つから、防音壁の設置という言葉はぜひ入れていただきたい。

会長： 「設置など」という形で、対応を求めていく。

委員： ただ、規制基準だけで見ると 20dB 高いので、このようなものにオーケーを出すというのも、いがかかなと。今回は、たまたまレベルの高いところで、住居との間が少し空いていたので、それほどひどい状態にはならない可能性はあるが、ただ、事業者側が持ってきた対策は、ちょっとまずい。そこは、ちょっと強めに言っていただいた方がよいかと思う。

会長： ここでは、「地域住民からの意見なし」とのことだったから、それに即して考えたが。

委員： 普通、事前には出てこない。できて初めてわかる。

会長： 従って、当面だけではなくて、今後のところを含めて対応する問題だと。地域住民との話し合い、それから地域住民の今後における要望等、適切な対応を行う。その際、防音壁の設等を含めて検討されたいという形で、やっぱり強く求めていったらどうかということか。よいか。

(5) 「ヤマダ電機テックランド長浜店」の変更届出に係る審議

会長： 続いて、ヤマダ電機であるが、このところは基本的には、特に問題はないと私の方で思っている。したがって、提案としては「意見なし」でいいのではないかと思うが、意見があれば出していただきたいと思う。変更届出ということで、敷地及び店舗面積、それに伴って駐車台数、それから出入口の常設。よいか。

(6) 「フタバヤ長浜店」の変更届出に係る審議

会長： それでは、続いて、最後のフタバヤ、ここも変更届出だ。店舗を新たに建て替えることになるのだけれども、ここも基本的には、特に問題はないのではないかと考えるわけだが、提案として、意見なしの方向でいいのではないか。長浜市の方から意見が出ていて、特に2番の方で、県道祇園山階東交差点、それから長浜虎姫線の交通渋滞が起らないよう、配慮する。このところは、現実の問題としては心配ないというようである。よいか。

会長： それでは、そのようにさせていただきたいと思う。それでは、審議の結果について、事務局の方からまとめていただきたいと思う。

事務局： それでは、確認させていただく。平和堂については、出入口2については出口専用にする、それと出入口2について右折入庫をさせない方向について考慮するとともに、その徹底が必要であれば道路管理者と協議を行う。あと、騒音については、防音壁の設置などを含めて十分な対策を講じていくことと、付帯意見を付けることとする。ヤマダ電機、フタバヤについては、意見なし。

会長： 平和堂の出入口のところの問題については、基本的には再検討を求めるわけだが、その際、特に出入口2について、案として出口専用、それから案の2として、右折入庫を絶対させないような、例えば常時交通整理員を置くというような案として、あくまでもそれで再検討を求めるという形にしたいと思う。これが、あれかではなくて、そのようなことを含めて再検討していただきたい。それから、騒音のところについては、当面の住民との話し合いと、それから今後引き続き、話し合いをして、要望等があったら、それに対応するという二面で考えていただきたい。

委員： 細かいことだが、先ほど道路管理者と相談と仰ったけれども、当然、最終的な文書には交通管理者も入れられると思うが、道路管理者だけにすると対応できないので。

事務局： はい。

委員： その際に、出入口3の渋滞が、どうも懸念があるので、そのところが抜けていると守山市に申しわけないので、ぜひ入れておいてほしい。

事務局： わかった。

会長： 右折レーンから。それでは、以上のような内容で、審議会規程7条第1項の規定に基づいて、本日付で知事に答申することにしていきたいと思う。答申文の内容については、皆さんのお手元に配付して、意見を集約した上でとりまとめていきたいと考えているので、よろしく願います。

議題 2 報告

- (1) 滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規定第 6 条に基づく特別の手続きにより審議会の議決を経ない届出について
- (2) その他(前回の審議会の答申および県の意見について)
 - ・資料に基づき事務局から説明

閉会